

いわて第2クリーンセンター

・産業廃棄物の種類及び数量 [施行規則 第十二条の七の二 イ]  
平成28年度

種類		(単位)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
産業廃棄物	燃え殻	(t/月)	4.8	0.2	17.4	0.8			0.0		0.5	1.3		0.9	26.0
	汚泥	(t/月)	464.9	173.5	178.6	297.1	193.1	177.0	213.3	96.3	405.4	466.4	174.2	265.5	3105.2
	廃油	(t/月)	77.5	52.2	165.2	73.5	50.3	54.2	78.4	35.4	68.4	57.2	62.1	74.0	848.4
	廃酸	(t/月)	21.8	12.5	18.4	18.0	27.3	30.8	23.8	27.5	35.7	35.6	18.1	38.6	308.2
	廃アルカリ	(t/月)	65.0	174.7	78.8	150.3	47.0	70.1	33.9	23.5	144.6	37.3	56.7	69.8	951.6
	廃プラスチック類	(t/月)	872.4	585.6	937.9	588.33	732.03	803.26	844.21	577.99	756.3	710.8	841.8	984.0	9234.6
	紙くず	(t/月)	73.2	41.0	50.2	41.65	57.56	58.62	61.58	54.78	55.0	56.6	51.8	60.9	662.9
	木くず	(t/月)	149.4	94.5	347.6	147.40	240.20	465.28	236.62	138.30	255.7	233.0	159.6	300.1	2767.73
	繊維くず	(t/月)	53.5	17.9	69.9	46.12	51.47	52.27	55.31	26.03	64.0	89.8	100.9	38.5	665.6
	動植物性残さ	(t/月)	260.5	181.4	252.9	204.0	262.5	203.0	153.9	162.9	136.8	198.1	145.8	303.4	2465.2
	ゴムくず	(t/月)							0.0						0.0
	金属くず	(t/月)							0.0			0.0		0.0	0.0
	ガラスくずコンクリートくず陶磁器くず	(t/月)	6.2	2.2	4.7	3.5	5.0	3.8	5.4	2.3	5.9	4.6	3.4	4.9	52.1
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油	(t/月)	21.3	2.2	1.5	10.0	14.2	8.1	12.4	9.0	20.4	18.9	9.1	14.0	141.1
	pH2.0以下の廃酸	(t/月)					4.9	0.0	6.8		0.2	0.0	0.0	0.2	12.1
	pH12.5以上の廃アルカリ	(t/月)	4.5	0.3	7.1	0.1	7.1	0.1	6.6	5.6	0.1	0.3	6.3	1.9	40.0
	感染性廃棄物	(t/月)	64.3	70.4	68.7	66.4	72.0	68.5	118.6	75.9	73.4	69.2	67.6	75.2	890.2
	燃え殻(有害物質を含む)	(t/月)			2.6	1.2					0.2	5.7	14.0	3.3	27.0
	廃油(有害物質を含む)	(t/月)					0.1	0.7	0.0						0.8
	汚泥(有害物質を含む)	(t/月)	5.2	3.7	4.8	0.6	4.2	6.3	0.7	0.0	4.4	2.0	1.8	2.5	36.2
	廃酸(有害物質を含む)	(t/月)		2.5	1.9	1.8	4.0	1.9	4.7	4.5	2.3	2.0	0.0	1.6	27.2
	廃アルカリ(有害物質を含む)	(t/月)	0.3	1.5	2.0	0.8	1.9	1.8	2.3		2.8	0.4	1.4	0.3	15.5
強酸(有害物質を含む)	(t/月)	7.8										6.6		14.4	
一般廃棄物	事業系一廃(個人持込)	(t/月)					0.4	0.7	0.5	0.1	0.1		3.2	1.3	6.3
	事業系一廃(紙おむつ)	(t/月)	30.9	31.9	31.3	31.0	34.2	32.7	33.1	30.7	34.0	32.2	29.8	33.0	384.8
	事業系一廃(草・木類)	(t/月)			0.6	1.2	0.8	1.4	0.6	1.5					6.1
	事業系一廃(紙くず)	(t/月)	1.8	5.3	8.8	0.3	13.9	1.4	5.6	0.2				2.6	39.9
	事業系一廃(火災廃棄物)	(t/月)							3.0						3.0
	事業系一廃(災害廃棄物)	(t/月)									504.3	174.6	103.6	263.7	1046.1
	事業系一廃(し尿汚泥)	(t/月)									19.3				19.3
	事業系一廃(汚泥)	(t/月)		1.0		39.6			0.7	0.6		17.3	0.8	0.6	60.7
	事業系一廃(土)	(t/月)	5.1	4.3	4.0	4.7	2.5	5.6	11.3	3.3	2.2	4.1	2.3	9.8	59.0
	家庭系一廃	(t/月)		102.7	32.4	48.0			82.0		9.3				274.4
家庭系一廃(粗大)	(t/月)	15.2	15.7	17.0	15.9	17.5	16.3	17.5	14.7		8.9	5.2	8.5	152.3	
合計	(t/月)	2205.5	1577.3	2304.3	1792.1	1844.1	2066.9	2009.8	1291.3	2601.0	2226.3	1865.8	2559.2	24343.5	

※表の数値は端数処理を行っておりますので、合計値に整合がとれない場合があります。

廃棄物処理法第十五条の二の三の2の規定による廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

いわて第2クリーンセンター

・ばいじんの除去を行った日 [施行規則 第12条の7の2 ハ]

	ばいじんの除去を行った日
2016年4月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30
2016年5月	1.2.3.4.5.6.7.8.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31
2016年6月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30
2016年7月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.23.24.25.26.27.28.29.30.31
2016年8月	2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.23.24.25.26.27.28.30.31
2016年9月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30
2016年10月	1.2.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31
2016年11月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.26.27.28.29.30
2016年12月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31
2017年1月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31
2017年2月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28
2017年3月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31

廃棄物処理法第十五条の二の三の2の規定による廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

いわて第2クリーンセンター（平成28年度）

・[施行規則 第12条の7の2 ロ、ニ]

		項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
産業 廃棄物 ／ 一般 廃棄物	ロ	ト 燃烧室中の燃烧ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	①当該測定を行った位置	測定位置 図中①		燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	
			②当該測定の結果を得られた年月日	測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			③当該測定の結果	測定結果(平均値)	基準値:800度以上	951	942	938	911	926	934	930	940	942	942	946
	リ	集じん機に流入する燃烧ガス温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	①当該測定を行った位置	測定位置 図中②		集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	
			②当該測定の結果を得られた年月日	測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			③当該測定の結果	測定結果(最大値)	基準値:200度以下	189	187	186	185	187	190	190	190	190	190	190
	ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること	①当該測定を行った位置	測定位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②当該測定の結果を得られた年月日	測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			③当該測定の結果	測定結果	平均値	1	1	1	1	1	1	3	5	8	7	7
	ハ	ばいじんの除去を行った年月日	除去年月日	運転中は連続		別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照
	ニ	ダイオキシンの濃度を毎年1回以上測定し記録すること	①採取した位置	排ガス採取位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日				6月2日			9月7日			12月16日		3月21日
③測定の結果の得られた年月日			結果取得年月日				6月22日			9月28日			1月12日		3月30日	
④当該測定の結果			測定結果(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	協定値:0.1以下			0.0096			0.007			0.021		<0.04	
ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物)を6ヶ月に1回以上測定し記録すること		硫黄酸化物	①採取した位置	排ガス採取位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日		4月5日		6月2日		8月10日		10月13日		12月16日		2月8日
			③測定の結果の得られた年月日	結果取得年月日		4月12日		6月22日		8月29日		10月24日		12月27日		2月22日
			④当該測定の結果	測定結果(ppm)	協定値:50以下	19		20		1		4		15		17
ばいじん		①採取した位置	排ガス採取位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日		4月5日		6月2日		8月10日		10月13日		12月16日		2月8日
			③測定の結果の得られた年月日	結果取得年月日		4月12日		6月22日		8月29日		10月24日		12月27日		2月22日
			④当該測定の結果	測定結果(g/m <sup>3</sup> N)	協定値:0.02以下	0.002		0.001		0.002		0.001		0.001		<0.001
塩化水素		①採取した位置	排ガス採取位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日		4月5日		6月2日		8月10日		10月13日		12月16日		2月8日
			③測定の結果の得られた年月日	結果取得年月日		4月12日		6月22日		8月29日		10月24日		12月27日		2月22日
			④当該測定の結果	測定結果(ppm)	協定値:80以下	2		12		1		3		2		30
窒素酸化物		①採取した位置	排ガス採取位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日		4月5日		6月2日		8月10日		10月13日		12月16日		2月8日
			③測定の結果の得られた年月日	結果取得年月日		4月12日		6月22日		8月29日		10月24日		12月27日		2月22日
			④当該測定の結果	測定結果(ppm)	協定値:100以下	45		58		52		46		41		65

※協定値:第2クリーンセンター(仮称)の整備及び運営に関する協定書(岩手県、九戸村、及びいわて県北クリーン株式会社が締結した協定)による協定値

廃棄物処理法第十五条の二の三の2の規程による廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

いわて第2クリーンセンター

・〔施行規則 第12条の7の2 ロ、ニ 別表〕

